

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 豊年橋除草業務(オープンカウンタ方式)
- 2 履 行 場 所 栃木県鹿沼市西沢町地内
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年9月30日
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 資 格 当機構における、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号又はメールアドレスは、4)に記載された番号) なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令 和 7 年 8 月 27 日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX 0277-97-3300 (メールアドレス)nyukei_watarase@water.go.jp
 - 5) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年8月28日16:00でとします。
 - 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

豊年橋除草業務

仕様書

令和7年8月

独立行政法人 水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所（以下「機構」という。）が施行する、「豊年橋除草業務」（以下「本件」という。）に適用する。

第2節 業務場所

栃木県鹿沼市西沢町地内

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和7年9月30日までとする。

第4節 安全管理

受注者は、現場状況を把握したうえで、作業を行う上で必要となる資格を有した者を配置し、安全を十分に確保しつつ作業にあたるものとする。

第5節 疑義

受注者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 作業内容

第1節 概要

本件は、豊年橋周辺において除草作業（刈草の処分を含む）を行うものである。

第2節 作業場所

除草作業の実施場所は、別添図-1に示すとおりである。

第3節 立会による確認

受注者は、下表の段階において、担当職員の立会による確認を受けなければならない。ただし、担当職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。また、受注者は、各作業の着手前、作業中、完了時には、黒板及び写真撮影により作業状況を記録し、担当職員へ提出するものとする。

種別	細別	立会する業務内容	備考
除草工	実施前	除草範囲	
	完了後	除草状況	刈高含む

第4節 除草工

1-1 一般事項

1. 除草作業の実施場所及び除草範囲は、別添図-1及び別添図-2に示すとおりである。繁茂状況により担当職員が除草回数、除草範囲の変更を指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。
2. 除草作業は安全性を考慮し、適切な方法により実施するものとする。

1-2 除草作業

1. 補助刈り等を含め刈り残しがないようにしなければならない。
2. 除草は、刈高が地表から 10cm 以下となるようにするものとし、不陸及び法肩等で草の刈高 10 cm 以下での施工ができない場合は担当職員と協議するものとする。
3. 除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。
4. 刈草が道路や流路内に飛散しないよう措置するものとする。
5. 飛び石等による事故の防止を図るものとする。
6. 構造物や樹木に損傷を与えないよう注意し作業するものとする。

1-3 集草、積込・運搬、処分

1. 受注者は本件において発生する刈草等を、下表に示す施設に運搬処分するものとする。ただし、これにより難しい場合は、担当職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。また、受入れ施設より日当たり受入れ量に制限を設けられた場合など、現場内に一次集積が必要な場合は担当職員と協議するものとする。
2. 受注者は、刈草等の処分完了後、処分量を証明できる資料を担当職員に提出するものとする。

一般廃棄物	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用(税抜き)
刈草	焼却施設	鹿沼市環境クリーンセンター	土曜、日曜・祝日を除く毎日 8時30分～11時50分 13時～16時20分	—	7.1km(豊年橋地区)	27,273円/t

—以上—

数 量 総 括 表

業 務 名 豊年橋除草業務

独立行政法人 水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

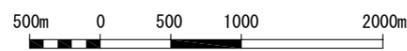
数量総括表

業務名	豊年橋除草業務 (当初)					
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
事業地内維持工		式		1		
除草工		式		1		
豊年橋地区		回		1		対象範囲：約1,100m ²
刈草処分		t		1		
直接費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純業務費		式		1		
現場管理費		式		1		
業務原価		式		1		

数量総括表

業務名	豊年橋除草業務 (当初)					
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

位置図

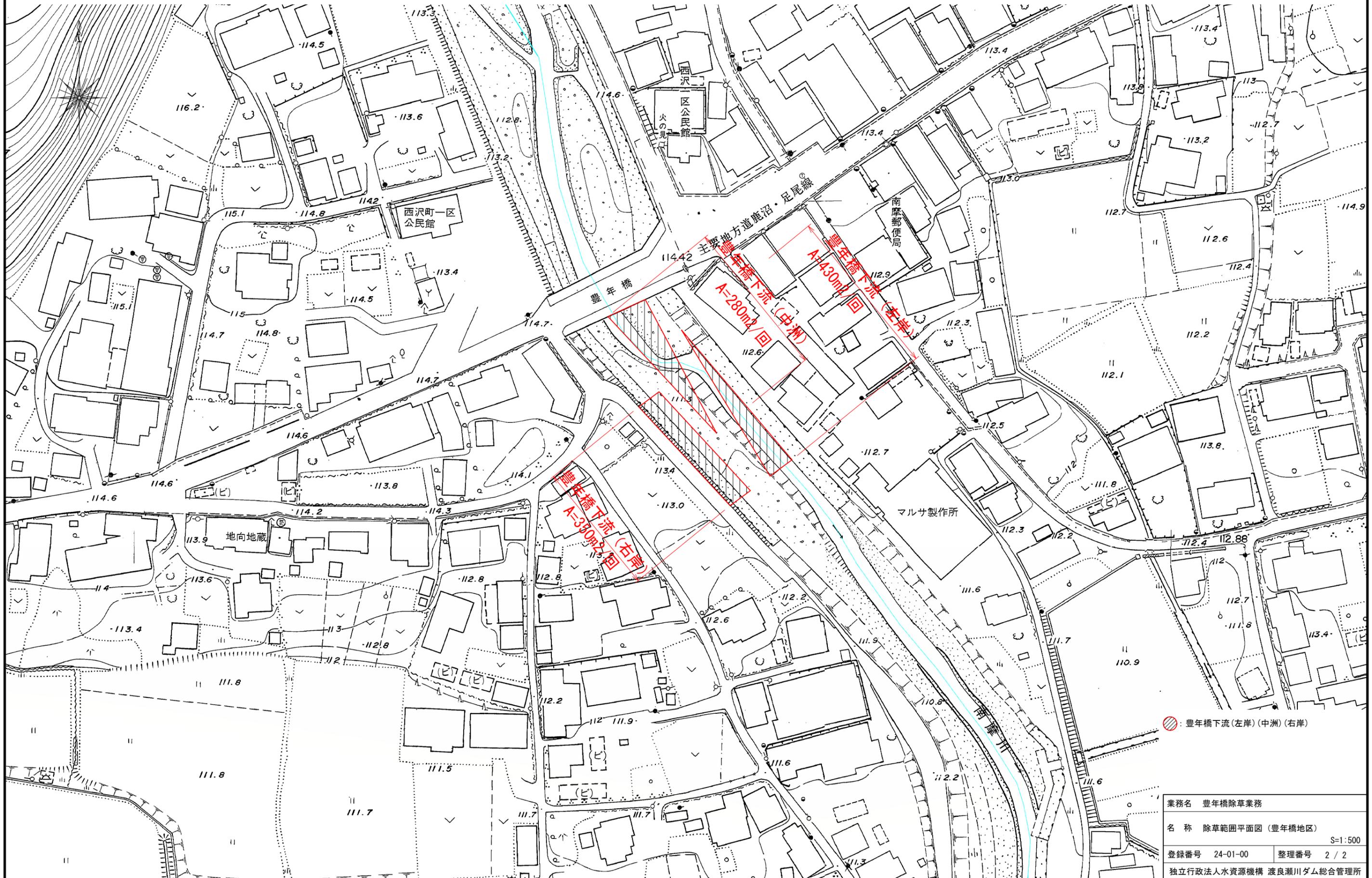


図面は全てA1判をA3判に縮小したものである。

業務名 豊年橋除草業務	
名称 位置図	S=1:25,000
登録番号 24-01-00	整理番号 1 / 2
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	

除草範囲平面図（豊年橋地区）

S=1:500



○ 豊年橋下流(左岸)(中洲)(右岸)

業務名 豊年橋除草業務	
名称 除草範囲平面図(豊年橋地区)	
登録番号 24-01-00	整理番号 2 / 2
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所	

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 8 月 8 日に交付された豊年橋除草業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。